

札幌市

本社機能移転・ 事務センター開設^{向け}補助金

札幌市内に**本社機能を移転**する、

または企業の**事務センター・特例子会社**を

新設・増設する企業に対する補助制度です。

「**ゼロカーボン推進ビル**」に入居する場合、**補助率UP!**

賃料補助 最大**100%**×**2**年間
実質、**2**年間**賃料無料**となる可能性も!

本社移転

賃料 **最大** **2億円** 補助

本社機能移転
事務センター
等新設・増設

賃料 **最大** **1億円** 補助

データセンター
利用加算

サーバーの使用料
及びそれに付随する
サービス料等

最大 **300万円** 加算

〈 対 象 〉

- 本社機能移転** 本社または本社における総務・人事・経理・企画・情報システム部門等の中枢機能の一部を道外から札幌市内に移転するもの
- 本社移転** 本社機能移転のうち、当該事業所を本店として登記するものまたは本社と称するもの
- 事務センター** 企業等の内部事務を集約的に行うものまたは企業等へ業務支援サービスの提供を集約的に行うもの(コールセンターを除く)
- 特例子会社** 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する認定を受けた特例子会社

〈 制度概要 〉

区分	補助要件	補助内容	限度額
本社移転	<ul style="list-style-type: none"> 対外的に移転の事実を公表すること 20人以上の正社員(新規雇用・異動※2) 	年間賃料※6 × 2/3 ゼロカーボン推進ビル※5 年間賃料※6 × 10/10	6,500万円 × 2年間 ゼロカーボン推進ビル※5 1億円 × 2年間
本社機能移転			3,500万円 × 2年間 ゼロカーボン推進ビル※5 5,000万円 × 2年間
新設	<ul style="list-style-type: none"> 事務センター、特例子会社の新設 新規常用雇用者※1と異動正社員※2の合計が20人以上(特例子会社の場合は10人以上) 	年間賃料※6 × 1/3 ゼロカーボン推進ビル※5 年間賃料※6 × 1/2	7,000万円(2年間分) ゼロカーボン推進ビル※5 1億円(2年間分)
増設	<ul style="list-style-type: none"> 2年間で、正社員数20人以上増加※4、かつ常用雇用者※1数20人以上増加 (特例子会社は、 <ul style="list-style-type: none"> 正社員、正社員以外の常用雇用者である障がい者※3合わせて10人以上増加 常用雇用者※1数10人以上増加 増床、または市内に新たな事業所の設置 増設補助を受けたことがない 	増設の場合、 (年間賃料は増床分のみ)	7,000万円(2年間分) ゼロカーボン推進ビル※5 1億円(2年間分)



	加算要件	加算内容	限度額
データセンター利用加算	北海道内のデータセンターを新規で利用開始	サーバーの使用料及びそれに付随するサービス料等の1/2	300万円

- ※1 常用雇用者：対象事業所で専ら対象の事業に従事している、以下の要件をすべて満たす方。雇用形態は正社員、契約社員、派遣社員(他社から派遣されている方)、パート等のいずれでも可
 ・札幌圏(札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町)に居住し、住民登録を有すること(在宅で対象の事業に従事する方を含む)
 ・雇用期間の定めのない雇用契約を結んでいること(有期契約であっても契約更新を行い実質的に長期雇用されている方は含まれますが、契約更新の上限が明記されるなど、雇止めとなる条項がある場合は対象外)
 ・雇用主により、雇用保険、健康保険、厚生年金に加入していること
- ※2 異動正社員：正社員のうち、本社機能移転、または対象事業所の新設に伴う人事異動により、道外から札幌圏に転入し、住民登録を行う方
- ※3 障がい者：有効な身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を有する方
- ※4 正社員の増加：新規雇用、社内登用または道外からの転入を伴う異動によるもの
- ※5 ゼロカーボン推進ビル：「札幌市都心における持続可能なゼロカーボン都市開発推進要綱」に基づく協議を行ったもので、札幌市が定める要件に適合するビル
- ※6 賃料：対象事業所に係る賃料及び共益費(消費税を除く)

その他の要件

- 主に道外の企業又は顧客に対するサービスを行うこと
- 当該企業等、または当該企業の発行済み株式の2分の1以上を保有する企業等が引き続き1年以上操業していること
- 事業所の開設計画を公表する前に、札幌市と協議(相談)すること
- 事業所の賃貸借契約締結日から起算して30日以内に申請すること
- 事業開始日の属する年度から起算して6年度間は、札幌市内で当該事業を継続すること

お問い合わせ先

札幌市経済観光局 立地促進係

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
 TEL 011-211-2362 / FAX 011-218-5130

札幌市 東京事務所

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館3階
 TEL 03-3216-5090 / FAX 03-3216-5199

Email : business@city.sapporo.jp (共通)



<http://www2.city.sapporo.jp/invest/>